

保税業務規則と社内管理規定の記載事項の比較表（関税法基本通達）

<p>保税蔵置場の保税業務規則（新関税法基本通達 43-2） ※保税蔵置場以外の保税地域についても準用</p>	<p>社内管理規定（旧関税法基本通達 34の2-9）</p>
<p><u>(1) 法令を遵守するために必要な体制の整備に関する規定</u> 保税蔵置場の業務全般に関する責任体制の明確化のため、その具体的業務内容と責任者等について<u>の次に掲げる事項に関する規定</u> <u>なお、任意の様式で作成した責任者等の一覧表を税関に提出することで、当該一覧表を保税業務規則の一部とすることができる。</u></p> <p>イ 総合責任者 <u>保税蔵置場の業務における総合的な管理及び監督に係る責任者の氏名及び職名</u></p> <p>ロ 貨物管理責任者 <u>保税蔵置場の業務の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者の氏名及び職名</u></p> <p>ハ 顧客（荷主）責任者 <u>保税蔵置場が営業用のものである場合においては、保税蔵置場を利用する顧客（荷主）について、その資質や経営状態等を把握し管理する業務に関する責任者の氏名及び職名</u></p> <p>ニ 委託関係責任者 <u>保税蔵置場の業務の一部を他の者に委託する場合は、当該他の者の従業員</u>の資質の把握、適切な指揮監督の徹底等を行う責任者の氏名及び職名</p> <p>ホ 内部監査人 <u>保税業務規則に定めた規定の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名及び職名</u></p>	<p><u>(1) 社内管理規定の目的</u> <u>保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続の適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。</u></p> <p><u>(2) 社内管理責任体制の整備</u> 保税業務全般に関する責任体制の明確化のため、その具体的業務内容と責任者について<u>規定の整備を行う。</u></p> <p>イ 総合責任者 <u>倉主等が行うべき業務について、総合的に管理し、監督し、責任を負う者を定める。</u></p> <p>ロ 貨物管理責任者 <u>倉主等</u>の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者<u>を定める。</u></p> <p>ハ 顧客（荷主）責任者 保税地域を利用する顧客（荷主）について、その資質や経営状態等を把握し管理する責任者<u>を定める。</u></p> <p>ニ 委託関係責任者 <u>保税地域での業務について、委託業務を行っている場合は、委託企業従業員</u>の資質の把握、適切な指揮監督の徹底等<u>の体制を明確にし、責任者を定める。</u></p>

保税業務規則と社内管理規定の記載事項の比較表（関税法基本通達）

<p>保税蔵置場の保税業務規則（新関税法基本通達 43-2） ※保税蔵置場以外の保税地域についても準用</p>	<p>社内管理規定（旧関税法基本通達 34の2-9）</p>
<p><u>(2) 上記(1)ロ及びハに規定する業務の具体的内容及び手順並びに帳簿の作成及び保管に関する規定</u></p> <p><u>イ 保税蔵置場の業務</u>の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等について<u>の次に掲げる</u>規定</p> <p>なお、保税蔵置場の業務の一部を他の者に委託する場合には、当該委託する業務に係る上記規定の整備及び税関への提出は、当該他の者と適宜の調整を図った上で、申請者が自己の責任において行う。</p> <p><u>(イ) 搬入・搬出管理</u> 貨物の搬出入時における基本動作（社内電算処理システム又は輸出入・港湾関連情報処理システムを利用して業務を行う保税蔵置場については、当該システムに係る事務処理手続を含む。<u>(ロ)</u>、<u>(ハ)</u>及び<u>(ホ)</u>において同じ。）の詳細について<u>の規定</u>（例えば、搬入貨物に係る船卸票又は保税運送承認書等の書類と現物との対査確認、貨物の異常の有無の確認及び異常があった場合の対応、書類整備等。<u>(ロ)</u>及び<u>(ハ)</u>において同じ。）</p> <p><u>(ロ) 蔵置管理</u> 貨物蔵置中における基本動作の詳細について<u>の規定</u></p> <p><u>(ハ) 貨物取扱い等管理</u> 貨物取扱い時における基本動作の詳細について<u>の規定</u></p> <p><u>(ニ) 顧客（荷主）管理</u> 保税蔵置場を利用する顧客等の把握について<u>の規定</u></p> <p><u>(ホ) 記帳・記録</u> 帳簿の概要（保存方法を含む。）、記帳における基本動作の詳細及び関係帳票の整理保管等について<u>の規定</u></p>	<p><u>(3) 貨物管理手続体制の整備</u></p> <p><u>倉主等</u>の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等について規定を整備する。</p> <p>なお、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合には、当該委託した業務に係る上記規定の整備及び税関への提出は、当該他の者と適宜の調整を図った上で、倉主等が自己の責任において行う。</p> <p><u>イ 搬入・搬出管理</u> 貨物の搬出入時における基本動作（社内電算処理システム又は輸出入・港湾関連情報処理システムを利用して保税業務を行っている保税地域については、当該システムに係る事務処理手続を含む。<u>ロ</u>、<u>ハ</u>及び<u>ホ</u>において同じ。）の詳細について<u>定める</u>（例えば、搬入貨物に係る船卸票又は保税運送承認書等の書類と現物との対査確認、貨物の異常の有無の確認及び異常があった場合の対応、書類整備等。<u>ロ</u>及び<u>ハ</u>において同じ。）。</p> <p><u>ロ 蔵置管理</u> 貨物蔵置中における基本動作の詳細について<u>定める</u>。</p> <p><u>ハ 貨物取扱い等管理</u> 貨物取扱い時における基本動作の詳細について<u>定める</u>。</p> <p><u>ニ 顧客（荷主）管理</u> 保税地域を利用する顧客等の把握について<u>定める</u>。</p> <p><u>ホ 記帳・記録</u> 帳簿の概要（保存方法を含む。）、記帳における基本動作の詳細及び関係帳票の整理保管等について<u>定める</u>。</p> <p><u>(4) 貨物の保全のための体制の整備</u></p>

保税業務規則と社内管理規定の記載事項の比較表（関税法基本通達）

<p>保税蔵置場の保税業務規則（新関税法基本通達 43-2） ※保税蔵置場以外の保税地域についても準用</p>	<p>社内管理規定（旧関税法基本通達 34の2-9）</p>
<p><u>ロ</u> 保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、必要に応じて、保税蔵置場への人又は貨物の出入りをチェックする体制を確保するほか、常時又は定期的に保税蔵置場内の巡回警備を行う等、貨物の保全のための体制の整備に関する規定</p> <p>(3) 税関への通報体制の整備に関する規定 搬出入、蔵置される不審貨物（外装等の異常貨物）、保税蔵置場へ出入りする不審人物等についての情報を確実に税関へ通報する体制の整備に関する規定</p> <p>(4) 教育訓練についての体制の整備に関する規定 申請者が法人である場合は、当該法人（下記(5)及び(6)において「当該法人」という。）における全ての役員及び従業員が保税業務規則の方針及び手続きを理解し、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、保税業務規則における各人職務を明確に把握するための教育、訓練についての体制の整備に関する規定（保税蔵置場の業務の一部を他の者に委託する場合は、当該他の者の役員及び従業員に対しても上記に準じた教育、訓練を行う旨の規定を含む。）</p> <p>(5) 評価・監査制度の整備に関する規定 当該法人における保税業務規則の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的な評価・監査制度を制定し、保税業務規則の実行性の評価改善のための勧告を行う体制の整備に関する規定（評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する旨の規定を含む。）</p> <p>(6) 懲罰に関する規定 保税業務規則に違反した場合、従業員は、当該法人の懲戒規定の対象となる旨の規定（既存の就業規則等に規定されている場合は、その旨を記載した規定）</p> <p>(7) その他参考となるべき事項に関する規定</p>	<p>保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、必要に応じて、保税地域への人又は貨物の出入りをチェックする体制を確保するほか、常時又は定期的に当該保税地域内の巡回警備等を行う体制を整備する。</p> <p>(5) 税関への通報体制の整備 搬出入、蔵置される不審貨物（外装等の異常貨物）、保税地域へ出入りする不審人物等についての情報を確実に税関へ通報する体制を整備する。</p> <p>(6) 教育訓練についての体制の整備 倉主等が法人である場合は、当該法人（下記(7)及び(8)において「蔵置場等会社」という。）における全ての役員及び従業員が社内管理規定の方針及び手続きを理解し、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握するための教育、訓練について体制を整備する。 また、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業の役員及び従業員に対しても上記に準じた教育、訓練を行う体制を整備する。</p> <p>(7) 評価・監査制度の整備 蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。</p> <p>(8) その他留意事項 イ 懲戒規定の整備 社内管理規定に違反した場合、従業員は、蔵置場等会社の懲戒規定の対象となる旨を定める（既存の就業規則等に規定されている場合は、その旨記載する）。 ロ その他の必要事項</p>